

# ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター

第 27 号 2013 年 5 月

## *HEADLINE*

前号では、セミナー「中央アジアにおけるビジネスの可能性～開発動向と法律事情」を取り上げましたが、本号では、中央アジア諸国（カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国、ウズベキスタン共和国）の会社法制の理解の助けとして、前号のセミナーで講演いただいたロシア在住の弁護士の松嶋希会先生に委託したロシア会社法の調査結果を報告します。

### *(松嶋先生の紹介)*

日本国弁護士（2001 年）。JICA 研修「中央アジア地域法制比較研究セミナー」講師。2006-2007 年にかけてウズベキスタンで JICA 倒産法注釈書プロジェクトの長期専門家を勤めた経歴があり、2010 年からは PricewaterhouseCoopers Russia B.V. のモスクワ事務所日本企業部門で勤務。ロシア・中央アジアなどの CIS 諸国における日系ビジネスを支援している。

## 報告内容

<b>第1 調査趣旨</b> .....	<b>3 ページ</b>
1 中央アジア諸国とロシアの会社法制	
2 「会社」	
3 ロシア民法の改正	
<b>第2 会社の設立</b> .....	<b>8 ページ</b>
1 社員数	
2 法人の登録	
3 設立に関する書面	
4 資本制度	
5 外国投資	
<b>第3 会社の機関</b> .....	<b>17 ページ</b>
1 社員総会	
2 執行機関	
3 取締役会（監督役員会）	
4 監査委員会・監査委員	
5 機関決議の瑕疵	
<b>第4 社員の地位</b> .....	<b>24 ページ</b>
1 社員の権利	
2 社員の責任	
3 利益配当	
4 他の社員に対する脱退要請	
5 会社からの任意脱退	
6 出資者間契約	
7 社員の地位（持分）の譲渡	
<b>第5 組織再編・清算</b> .....	<b>29 ページ</b>
1 組織再編	
2 通常清算	
3 倒産	
<b>第6 株式会社</b> .....	<b>32 ページ</b>
<b>第7 商事会社</b> .....	<b>33 ページ</b>
<b>第8 雇用法制</b> .....	<b>34 ページ</b>
1 雇用法の適用範囲	
2 雇用関係の開始	
3 雇用関係の終了	
<b>(参考) ロシア法令の引用</b> .....	<b>37 ページ</b>

## 第1 調査趣旨

### 1 中央アジア諸国とロシアの会社法制

国際民商事法センターが協力している日本による法整備支援プログラム JICA 地域別集団研修「中央アジア地域比較法セミナー」では、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国、ウズベキスタン共和国の会社法制が協議・研究されており、本報告書は、これらの国の会社法の理解の助けとして、ロシア会社法を概観するものである。

中央アジア諸国では、民法、株式会社法、有限責任会社法、証券市場法、法人国家登記法、訴訟法、倒産法、税法や競争法などの法律が、会社の組織や会社の活動を規制している<sup>1</sup>。これらの法令の中で、会社に関する基本事項は、民法の「法人」に関する部が規定している。中央アジア諸国の民法は、ソ連邦崩壊後の経済移行に合わせて、CIS 諸国向けモデル民法<sup>2</sup>や、同じく CIS に属するロシアの民法を手本にして制定された<sup>3</sup>。また、CIS 諸国向けモデル法として、株式会社法や有限責任会社法も発表され参考にされている。ソ連崩壊から 20 年以上が経過し、CIS の各国において法改正・法整備が進んでいるので、経済移行初期と比較すると、各国間の法令の類似性は失われてきているが、参考になる点が残されていると考えられる。

### 2 「会社」

中央アジア諸国法上、また、現行ロシア法上、「会社」という明確な定義や統一された法律用語はない。本報告書で、便宜上「会社」と訳している組織は、ロシア語では異なる名称の場合がある。民法上、営利目的法人（営利団体）としては、株式会社、有限責任会社、補充責任会社、合資会社、合名会社、生産組合などが挙げられている（ロシア民法 50 条 2 項、ウズベキスタン民法 40 条 2 項、カザフスタン民法 34 条 2 項）。

#### ① 株式会社

---

<sup>1</sup> 法律の有無、名称や内容は、国により異なる。例えば、ウズベキスタンでは、法人登記に関しては、内閣大臣令が定めており、現在、法律の制定が検討されている。キルギスでは、有限責任会社に関し詳細に定めた有限責任会社法はない。

<sup>2</sup> CIS 諸国向けモデル法とは、CIS 加盟国国会間委員会が、CIS 諸国に国内法として取り入れてもらうことを目的として、オランダやドイツ等の西側諸国の支援を受けて策定する法律のモデルである。

CIS 加盟国国会間委員会サイト（ロシア語）：

[http://www.iacis.ru/activities/documents/modelnye\\_kodeksy\\_i\\_zakony/](http://www.iacis.ru/activities/documents/modelnye_kodeksy_i_zakony/) [2013.03.10]

<sup>3</sup> 中央アジア諸国については、『ICCLC News』第 26 号「中央アジア法制の基礎知識」（2013 年 3 月、国際民商事法センター）を参照のこと。

株式会社とは、社員（株主）が株式に細分化された地位を保有し、会社債務につき直接責任を負わず、自身の出資の範囲に限り責任を負う会社である（ロシア民法 96 条～）。国によっては、公開型株式会社と閉鎖型株式会社に分類される（ロシア民法 97 条、ウズベキスタン民法 65 条、66 条）。株式の譲渡が、他の株主の同意なく自由に認められている株式会社は公開型とされ（定款上、株式譲渡制限が存在しない会社であり、上場しているとは限らない）、一方、株式の譲渡が、株主間、または、予め定められた一定の範囲の者にのみ許される株式会社は閉鎖型とされる。カザフスタンでは、2003 年の会社法制改正により、株式会社の公開型・閉鎖型の分類は廃止されている（旧カザフスタン民法 86 条）。現行カザフスタン法では、普通株式を上場しており、発行済普通株式数の 30%以上を保有する株主らが、それぞれ、発行済普通株式数の 5%以下を保有している等の要件を満たす株式会社は、パブリック株式会社とされ、その他の株式会社と異なる規制が適用される（カザフスタン株式会社法 4-1 条 1 項）。株式会社を公開型・閉鎖型に分類する考えは、1994 年 CIS 諸国向けモデル民法や 1996 年 CIS 諸国向けモデル株式会社法で採用されている。しかし、2010 年に発表された CIS 諸国向け新モデル株式会社法では、かかる分類ではなく、カザフスタン株式会社のように、上場か非上場かで規制内容が異なる。ロシアでも、現在審議されている民法改正案が採択・施行されれば、公開型・閉鎖型の分類は廃される。民法改正案では、会社はパブリック会社と非パブリック会社に分類される（改正案 66.3 条）。株式を上場している株式会社をパブリック会社、有限責任会社と非上場株式会社を非パブリック会社としている。

## ② 有限責任会社・補充責任会社

有限責任会社は、社員が出資に応じた持分を保有し、会社債務につき直接責任を負わず、自身の出資の範囲に限り責任を負う会社である（ロシア民法 87 条～）。補充責任会社は、社員が出資に応じた持分を保有する点は、有限責任会社と同じだが、社員は連帯して会社債務につき補充責任を負う（ロシア民法 95 条～）。補充責任会社には、有限責任会社に関する規定が多く準用される。ロシアでは、現在審議されている民法改正案が採択・施行されれば、補充責任会社は廃止される。有限責任会社・補充責任会社では、株式会社同様、社員が業務執行者である必要はなく、所有と経営は分離されている。一方、有限責任会社・補充責任会社には、株式会社と比較し、会社機関設計等において定款自治が広く認められている。

## ③ 合名会社・合資会社

合名会社は、無限責任の社員からなる会社である（ロシア民法 69 条～）。経営は社員が行う。合資会社は、無限責任社員の他に、出資の範囲で責任を負い経営に参画しない有限責任社員からなる会社である（ロシア民法 82 条～）。

## ④ 国営企業

営利目的法人としては、ロシアやウズベキスタンでは、単一企業（унитарное предприятие、unitary enterprise）という形態も挙げられている（ロシア民法 113 条～、ウズベキスタン民法

72 条)<sup>4</sup>。単一企業の発起人は、政府（ロシアでは、ロシア連邦、連邦構成主体または地方自治体）であり、発起人が単一企業の事業のために提供する財産は、発起人の所有に留まる。カザフスタンでは、国家企業（государственное предприятие、state enterprise）という名称である（カザフスタン民法 102 条～）。

ロシアには、単一企業の他に、国家企業（государственная корпорация、state corporation）という形態も存在する。ロシア国家企業は非営利団体であり、非営利団体法第 7.1 条とその設立等を定める個別の法令が規制する。国家企業に拠出された財産は、政府所有を離れ、国家企業自体が所有する。単一企業は、倒産法の適用対象だが、国家企業は、個別法令により倒産法の適用が排除されている。2003 年に 1 社、2007 年に 6 社が設立され、2013 年 3 月 1 日現在、6 社が存続している。

「国営企業」や「国策会社」と報道されるロシアの会社は、政府資本が入っている株式会社、単一企業、または、国家企業である<sup>5</sup>。ロステクノロジー社やロスアトム社は国家企業であり、ロスネフチ社、ロシア鉄道社やアフトヴァズ社は公開型株式会社である。ロスナノ社は、2007 年に国家企業として設立されたが、組織再編の結果、2011 年 3 月から、公開型株式会社となっている。

## ⑤ その他の会社

ロシアでは、2012 年 7 月から新しい営利目的法人形態の「商事会社」が導入されている。有限責任会社より、さらに柔軟な運営が可能な会社である（後述第 7 参照）。

ウズベキスタンでは、私的所有の単一企業がある（частное предприятие、private enterprise）。自然人 1 名が発起人・社員となり、当該人が執行業務も行う（2003 年 12 月 11 日付第 558-II 号私的企業法）。

このように、中央アジア諸国やロシアでは多くの会社形態が存在するが、その利用実態には差がある。2011 年度 JICA 地域別集団研修「中央アジア地域比較法セミナー」では、カザフスタンでは、有限責任会社 12,922 社、株式会社 355 社、合名会社 224 社、補充責任会社 8 社、合資会社 3 社が、ウズベキスタンでは、有限責任会社 81,919 社、株式会社 1,311 社が設立登記されていると報告されている。ロシアでも、有限責任会社の設立例が圧倒的に多い。ロシア税務当局の営利目的法人の統計<sup>6</sup>では、有限責任会社と補充責任会社の正確な登録数は不明であるが、法人総数の

---

<sup>4</sup> 独立採算制企業と訳されることもある。

<sup>5</sup> 2009 年に、さらに、非営利団体として国家会社（государственная компания、state company）という会社が創設されたが（非営利団体法 7.2 条）、現在設立されているのは 1 社のみである。

<sup>6</sup> ロシア連邦税務局サイト（ロシア語）：[http://www.nalog.ru/gosreg/reg\\_ul/reg\\_ur\\_lic/](http://www.nalog.ru/gosreg/reg_ul/reg_ur_lic/)  
[2013.03.10]

85%は有限責任会社であるとのことから<sup>7</sup>、補充責任会社は、実務上利用が少ないといえる。それゆえ、補充責任会社は、将来的に廃止されることとなっている。

ロシア税務当局統計	2011年12月1日付登録数	2012年12月1日付登録数	2012年1月1日から12月1日までに登記された法人数
有限責任会社・補充責任会社	3,573,406	3,613,758	360,507
株式会社	184,116	172,249	4,528
生産組合	19,464	18,181	348
単一企業	11,991	11,293	357
合資会社	595	536	6
合名会社	388	358	7

### 3 ロシア民法の改正

現行のロシア民法は、1994年から2006年にかけて、第四部構成で段階的に採択されている。第一部は法人等の規定を含む民法総則、物権法、債権法総則を、第二部は売買や貸借などの個別契約法を、第三部は相続法、国際私法を、第四部は知的財産権法を定めている（第四部は2008年に施行した）。いわゆる商法分野も含む民法である。市場経済への移行が進み、2004年には改正議論はされていたが、正式に国家プロジェクトとして民法改正作業が始まったのは、2008年7月に、民法改正についての大統領令<sup>8</sup>が出されてからである。改正範囲は、相続法を除く民法全体にわたる。

2009年10月には、裁判実務の反映やEU法制との調和を意識した一連の改正コンセプトが提示され<sup>9</sup>、続いて、2010年11月に、2000の改正点を含む具体的な改正案が発表された<sup>10</sup>。しかし、当該改正案に異議を唱えて、国際金融センター設立ワーキンググループとともに経済発展省が、2011年4月に代替改正案を作成した<sup>11</sup>。二つの改正案の統合作業が行われ、92の対立点のうち90につき合意に至り、2012年2月、最終改正案が大統領に提出された<sup>12</sup>。保留された二点は、法

<sup>7</sup> 2012年4月2日付ニュース（ロシア語）：<http://news.mail.ru/politics/8520233/> [2013.03.10]

<sup>8</sup> 2009年7月18日付ロシア連邦大統領令第1108号「民事法令の完全化について」

<sup>9</sup> ロシア連邦大統領府私法研究センターサイト（ロシア語）：  
[http://www.privlaw.ru/index.php?section\\_id=24](http://www.privlaw.ru/index.php?section_id=24) [2013.03.10]

<sup>10</sup> ロシア連邦大統領府私法研究センターサイト（ロシア語）：  
[http://www.privlaw.ru/index.php?section\\_id=100](http://www.privlaw.ru/index.php?section_id=100) [2013.03.10]

<sup>11</sup> ロシア連邦経済発展省サイト（ロシア語）：  
[http://www.economy.gov.ru/minec/activity/sections/CorpManagment/doc20110224\\_005](http://www.economy.gov.ru/minec/activity/sections/CorpManagment/doc20110224_005) [2012.03.10]

<sup>12</sup> ロシア連邦最高商事裁判所サイト（ロシア語）：<http://arbitr.ru/press-centr/news/44088.html>  
[2013.03.10]

人の定款資本金額の引上げと、ロシア国外からロシア事業を行う場合（オフショア・スキーム）の最終受益者の開示であった。ロシアでは、容易に会社を設立できるため、脱税目的や不法所得の隠匿のために会社を設立する例も多く、実態・財産のない会社が、債権回収を困難にしている。また、サイプロスや英国領ヴァージン諸島といった低税率国を通じたオフショア・スキームの利用により、多くの企業利益が海外に流出し、ロシア会社に資産が残らず、この点も債権者保護の観点から問題視されている。さらに、株主などの会社情報開示義務のない国にオフショア会社を設立してロシアビジネスを行い、ビジネスの意思決定者が容易にはわからないようにしてある例も多く、ビジネスの透明性を害していることが指摘されている。

民法改正案は、2012年4月に下院第一読会で審議され、2012年9月までには、第二読会、第三読会を通過し、上院承認および大統領署名を受けて採択され、施行される予定であった。しかし、改正案に対し多くの意見が出され、審議に時間を要することから、改正案を複数部に分け、順次、審議し採択していくこととなった。まず、民法総則の一部についての改正が、2012年12月に採択され、2013年3月1日から施行している。法人の部については、2012年12月に、第二読会で審議される改正案が発表されたが<sup>13</sup>、2013年3月1日現在、審議日程が定められていない。

法人の部に関する第二読会向けの民法改正案（以下、単に「民法改正案」とする）では、利用が少ない補充責任会社、および、有限責任会社と類似点が多い閉鎖型株式会社という形態の株式会社（公開型・閉鎖型という分類）は廃止される。また、法人は、大きく、コーポレーション（корпорация、corporation）と単一法人（унитарная организация、unitary organisation）に区別され、前者は、目的の営利・非営利を問わず、法人の発起人・社員・構成員が事業経営に参加する権利を有する法人である（改正案 65-1 条）。株式会社、有限責任会社、合資会社、合名会社や商事会社は前者に属し、単一企業、宗教法人や国家企業が後者に属する。民法改正案は、今後の審議で変更される可能性もあり、また、株式会社や有限責任会社の詳細な改正については、民法改正後に実施される、個別法令（有限責任会社法、登記法等）の改正を待つ必要がある。

中央アジア諸国では有限責任会社の設立例が多いことから、本報告書では、ロシアの有限責任会社法を中心にまとめる。中央アジア諸国の法令については、ロシア語版を参照している。

以下、引用法令は、特に標記がなければロシアの法律とする。

---

<sup>13</sup> ロシア連邦下院サイト（ロシア語）：

[http://asozd2.duma.gov.ru/main.nsf/\(Spravka\)?OpenAgent&RN=47538-6&02](http://asozd2.duma.gov.ru/main.nsf/(Spravka)?OpenAgent&RN=47538-6&02) [2013.03.10]

## 第2 会社の設立<sup>14</sup>

### 1 社員数<sup>15</sup>

有限責任会社は、原則、社員1名でも設立することができる。ただし、この単独社員が、他の会社の100%子会社であること、つまり、一人会社による一人会社の設立は認められない（民法88条2項、有法7条2項）。当該規制は、株式会社にも適用され（民法98条6項）、民法改正案でも維持されている（改正案66条2項）。厳密な文言解釈から、外国親会社については当該規制は適用されないとの見解もある。実際、かかるスキームで設立登記が認められている外資企業もある。

有限責任会社には社員数の上限があり、社員は50名以下でなければならない（有法7条3項）。

### 2 法人の登録

#### (1) 国家登記

有限責任会社を含む法人は、設立、再編、清算に際し、国家登記され、法人統一国家登記簿（ЕГРЮЛ、EGRUL、以下「法人登記簿」という）により管理される（登記法2条、2002年6月19日付政府決定第438号）。現行の法人登記制度は2002年7月に整備され、登記機関には税務署が指定されている（2002年5月17日付政府決定第319号）<sup>16</sup>。

有限責任会社の法人登記簿には、以下のような事項が含まれる（登記法5条）。

- ・会社の基本情報（名称、所在地、定款資本金額等）
- ・社員情報（名称、出資額等）
- ・代表者情報（氏名、税務番号等）
- ・支店・駐在員事務所情報
- ・組織再編手続・清算手続・減資手続の開始

---

<sup>14</sup> 中央アジア各国の会社設立手続については、「JICA Knowledge Site」で公開される予定の2011年度JICA地域別集団研修「中央アジア地域比較法セミナー」研究結果報告書（日本語）を参照のこと。

ウズベキスタンの会社設立手続および清算手続については、「JICA Knowledge Site」に掲載されている「企業家のための行政手続ハンドブック」（日本語）（2011年、JICA、ウズベキスタン共和国司法省）が詳細に解説している。

<sup>15</sup> ウズベキスタン有限責任会社も、社員は1名から50名まで許される（ウ有法7条6項）。カザフスタン有限責任会社についても、社員の上限数が定められていたが、2003年の会社法制改正で撤廃されている（カ民法77条2項）。一人会社による一人会社の設立は、ウズベキスタンにおいてもカザフスタンにおいても認められていない（ウ有法7条5項、カ有法10条1項、株式会社についてはかかる規定はない）。

<sup>16</sup> 登記機関は、ウズベキスタンやカザフスタンでは司法省だが、タジキスタンでは、ロシア同様、税務当局である。



- ・ 事業活動
- ・ 各種登録情報（年金基金、社会保険基金等）
- ・ ライセンス情報
- ・ 定款変更情報、など

2008年12月改正（2009年7月施行）により、有限責任会社の社員情報は、定款記載事項から法人登記簿記載事項に変更された。したがって、有限責任会社では、出資持分が譲渡され社員が変更した場合、法人登記簿を変更する必要がある。株式会社の場合、発起人情報と株主名簿管理者情報が記載される。2011年7月改正（2012年1月施行）では、減資手続が簡素化され、合わせて、減資手続の開始情報の公開が、株式会社だけではなく、有限責任会社でも求められるようになった。

近年、登記情報として除外されたのは、銀行口座情報（2010年7月改正（2011年1月施行））および株式会社の純資産情報である（2011年7月改正（2012年1月施行））。ただし、別途、会社情報のインターネット公開制度が導入され、2013年1月から、株式会社に限らず有限責任会社も含む会社の純資産額は当該サイトに掲載される（登記法7.1条）<sup>17</sup>。サイトには、会社の基本情報、組織再編・清算の手続の開始、減資手続の開始、代表者の任命・解任、純資産額、ライセンスの取得・取消等の情報が掲載されている。

国家登記の申請は、必要書面が欠如している場合や、公証が不正確である場合になどに、却下される（登記法23条）。国家登記手続は、変更登記を含めて、申請から5営業日以内に処理されなければならない（登記法8条）、登記申請却下も当該期間に決定される。

## (2) 各種登録

会社は、国家登記の他に、税務登録、社会保険基金、年金基金、強制医療保険基金および国家統計局の登録が必要である。会社の設立手続は、窓口が一本化されているので、本店所在地の登記機関（税務当局）に、設立登記申請書類を提出すると、自動的に税務登録手続、各基金への登録手続が進められる。

---

<sup>17</sup> 連邦統一簿、法人活動情報サイト（ロシア語）：<http://www.fedresurs.ru/> [2013.03.10]

### 3 設立に関する書面

有限責任会社を設立する場合、①定款、②設立契約、③設立決議を作成し、その他の申請書類と合わせて、登記機関（税務当局）に提出する。また、合弁企業では、④社員間契約（合弁契約、出資者間協定）が締結される場合もある<sup>18</sup>。

#### ① 定款

会社の組織・活動についての根本規則は定款（учредительные документы、foundation documents）であり、有限責任会社の定款は、現在、基本定款（устав、charter）のみである（有法 12 条 1 項）。定款は公証を受け、登記される（登記法 5 条 1 項）。定款が変更された場合、変更定款に公証し登記をし、定款変更は登記時から第三者に対し効力を有する（有法 12 条 4 項、登記法 17 条～）。

有限責任会社の定款には、以下のような事項が記載されなければならない（有法 12 条 2 項）。

- ・会社の名称、所在地
- ・会社の機関、構成、権限、議決手続、決議要件
- ・定款資本金額
- ・社員の権利・義務
- ・持分譲渡手続
- ・任意脱退権の付与、行使手続
- ・文書保管手続、社員等への情報開示手続

2008 年 12 月改正（2009 年 7 月施行）により、各社員の情報が定款記載事項ではなくなった（前述第 2、2(1)参照）。

有限責任会社法第 12 条 2 項列挙事項の他にも、定款に記載して効力が認められる事項がある。

- ・支店・駐在員事務所の開設（有法 5 条 5 項）
- ・資産への抛出（有法 27 条 1 項）
- ・積立金の創設（有法 30 条 1 項）、など

2008 年 12 月改正（2009 年 7 月施行）までは、有限責任会社の定款としては、社員が複数になった場合、基本定款と設立契約（учредительный договор、foundation contract）の二種類の

---

<sup>18</sup> ロシアにおける合弁事業については、松嶋希会「モスクワ発、ロシア・ビジネス法務事情 第 2 回 ロシアで「合弁事業」を始める」『NBL』第 970 号（2012 年 2 月、商事法務）を参照のこと。

書面が作成されていた<sup>19</sup>。設立契約も定款であったため登記対象書面であり、変更の度に変更登記が必要であった。現在は、基本定款のみ作成する。

民法改正案では、法人の標準定款の導入が含まれている（改正案 52 条 2 項）。カザフスタンでは、標準定款制度が導入されており、標準定款を利用する場合、設立登記手続が簡易である。ロシアで標準定款が採用される場合も設立登記手続が簡素化されるのか、いかに簡素化されるかは、民法改正後の、各会社法、国家法人登記法などの関連法令の改正による。

## ② 設立契約

2008 年 12 月改正（2009 年 7 月施行）により、定款としての設立契約は廃止されたが、一方で、複数社員による会社設立の際に、設立契約（*договор об учреждении общества*、contract on company establishment）を締結することが要求されるようになった（有法 11 条 5 項）。契約には、設立に際しての各社員の義務、定款資本金額、各社員の持分割合と持分金額、出資履行手続・期限が定められる。定款としての設立契約とは異なり、会社機関設計等は定められない。現行の設立契約は、定款ではないため登記はされないが、設立登記申請の際に提出する。設立後に社員が複数となった場合には、当該設立契約を作成する必要はない。

## ③ 発起人による設立決議

会社設立は、発起人の設立決議に基づき進められる。決議には、会社設立の決定、定款の承認、会社機関の任命などの議決結果が示される（有法 11 条）。

## ④ 社員権利の行使に関する契約

会社設立時に限られないが、社員が複数となる場合、いわゆる「合弁契約」「出資者間協定」といった契約が締結されることがある。かかる契約は、②設立契約のような締結義務はなく、①定款のような国家登記義務もない。従来、ロシアにおいて、かかる契約の有効性は争われていたが、2008 年 12 月改正（2009 年 7 月施行）により、有限責任会社について「社員権利の行使に関する契約」を締結できることが認められた（有法 8 条 3 項）。当該契約は、国家登記対象ではなく、設立登記の際に、登記機関（税務当局）に提出する必要もない。契約の有効性は確認されたものの、契約の内容や法的性質については議論も多い（後述第 4、6 参照）。

---

<sup>19</sup> ウズベキスタン有限責任会社では、現在も、基本定款と設立契約を作成し登記する（ウ有法 11 条）。

カザフスタン有限責任会社でも、設立契約を締結するが、契約内容は出資手続を含む設立手続に関する合意であり、国家登記の必要はない（カ有法 13 条～15 条）。新しく社員になった者は、附合契約を締結し設立契約の当事者となる（カ有法 22 条）。

## 4 資本制度

### (1) 資本金<sup>20</sup>

有限責任会社の最低資本金額は、1万ルーブル（約3万1000円）である（有法14条1項）。民法改正では、最低資本金額を引き上げることが議論されている<sup>21</sup>。ただし、民法改正案には、各会社形態の最低資本金額は明記されておらず（改正案66.2条1項）、今後の個別法令の改正において検討される。

会社設立登記に際し、有限責任会社については、登記申請までに定款資本金額の50%相当額以上が払い込まなければならない（有法16条2項）。残額の払込期限は、登記から1年である（有法16条1項）。定款資本金の払込みについては、民法改正案は、登記申請までに定款資本金額の4分の3相当額以上の払込みを要求している（改正案66.2条4項）。

金銭出資の他に、現物出資も認められている（有法15条）。ただし、実務上、設立の際は、定款資本金額の50%相当額以上は金銭により払い込まれる必要がある。登記申請書類として、ロシアの銀行に開設した仮口座への払込証明書を提出しなくてはならず、この書類により設立登記前の払込額が確認されるからである。現物出資財産の価値は、社員総会において全会一致で承認され決定されるが、出資額が2万ルーブル（約6万2000円）を超える場合、出資者は独立鑑定人を選任して法定鑑定を実施し、鑑定額の範囲内で現物出資財産の価値を承認しなくてはならない（有法15条2項）。現物出資をした社員および鑑定人は、国家登記から3年間、現物出資財産の価値の過大評価額の範囲で、会社債務につき責任を負う（民法改正案66-2条では責任期間は5年に延長されている）。2009年12月改正（同月施行）により、債権による出資、つまり、デット・エクイティ・スワップも認められるようになっている。

### (2) 資本増加・資本減少

資本増加は、内部資金を定款資本に組み入れる場合（有法18条）と社員または第三者が追加出資する場合（有法19条）がある。追加出資の場合、増資の社員総会決議から半年以内に払い込ま

---

<sup>20</sup> ウズベキスタン有限責任会社の最低資本金額は、最低賃金額の40倍である（ウ有法14条2項、2011年の改正により50倍から減額された）。ウズベキスタンの最低賃金額は、大統領令により不定期に変更される。2012年12月1日からは、79,590スム（約3,800円）に設定されている。出資払込期限は、原則、設立登記から1年である（ウ有法14条7項）。2012年12月末の改正前は、各社員は、設立登記までに、自己の出資額の30%相当額以上を払い込む必要があったが、改正により、かかる要件は金融機関のみに課されるようになった（ウ有法14条6項）。

カザフスタン有限責任会社の最低資本金額は、月決算指標の100倍（小企業は100テング）である（カ有法23条）。月決済指標は、毎年、定められ、2013年は1,731テング（約1,100円）である。出資払込期限は、設立登記から1年である（カ有法24条1項）。

<sup>21</sup> 2009年3月16日付大統領下民事法令完全化委員会議事録第68号「法人法制の発展についてのコンセプト」（ロシア語）2章1.2項

れなければならない（有法 19 条 2 項）。出資金全額を定款資本に組み入れずに、一部を準備金に組み入れることもできる（プレミアム増資）。準備金への組入割合について、特段制限はない。第三者による追加出資については、定款で禁止することもできる。

資本減少は、欠損解消等のために計算上定款資本金額を減少させる場合と、持分の払戻しによる場合がある（有法 20 条 1 項）。

減資手続は、2011 年 7 月改正（2012 年 1 月施行）により簡素化された。株式会社同様、知れたる債権者への個別通知は不要となり、登記機関（税務当局）への通知および二回の公告で代替される（有法 20 条 3 項）<sup>22</sup>。債権者には、早期弁済を請求する権利があり、減資公告前に発生した債権については、二回目の公告から 30 日以内に、早期弁済を請求することができる（有法 20 条 5 項）。債権者は、二回目の公告から 6 ヶ月の期間、裁判手続において請求できるが、減資により債権者の権利が侵害されない場合や履行保証が提供された場合、裁判所は請求を棄却することができる（有法 20 条 6 項）。減資手続について、民法改正案は、有限責任会社の減資は、全債権者に通知した後に認められると定めており（改正案 90 条 4 項）、今後、再度、減資手続が変更される可能性もある。

### (3) 資産への拠出<sup>23</sup>

有限責任会社については、親会社からの資金調達方法として「資産への拠出」という方法がある（有法 27 条）。資本増加が「contribution into the charter capital」（定款資本への拠出）と称されるのに対し、当該方法は「contribution into the property」とされている。現金の提供以外に財産の給付も認められる。

拠出された資産は、全額、準備金勘定（добавочный капитал、additional capital、「追加資本」）に入れられるため、定款資本金額は変更されない。定款資本金額の変更を伴わないため、増資手続や定款変更手続は不要である。この点は、プレミアム増資と異なる。

資産への拠出を実施するには、まず、定款にその可能性が記載されている必要がある。社員総会において資産への拠出の実施が決議されると、原則、全社員に、持分割合に応じて資産を提供する義務が生じる。定款に持分割合とは異なる拠出義務を定めている場合は、その定めに従う。

増資を伴わない点で純資産改善にも資し（後述第2、4(5)参照）、手続が増資よりも簡易であり、さらに、ロシア税務上の優遇措置もあるため（税法251 条1 項3.4 号、11号）、ロシア親会社・子会社の間では利用される資金調達方法である。

株式会社では、「資産への拠出」による資金調達は認められていない。

---

<sup>22</sup> ウズベキスタンでは、個別債権者の通知および公告が要請される（ウ有法 19 条 8 項）。カザフスタンでは、債権者への通知か公告かのどちらかの方法を選択できる（カ有法 27 条 4 項）。

<sup>23</sup> カザフスタン有限責任会社においても、資産への拠出による資金調達が可能である（カ有法 39 条）。

#### (4) 積立金

有限責任会社では、株式会社とは異なり、利益を積み立てる義務はない。定款に定めることにより、利益積立金やその他の積立金を設けることができる（有法 30 条 1 項）。

#### (5) 純資産

定款資本金額相当の財産が、以下のとおり、実際に会社に確保されていることが要求されている。

純資産額が、定款資本金・積立金の総額を下回る場合、利益配当は認められない（有法 29 条 1 項）。

また、純資産額が定款資本金額や最低資本金額を下回る場合、減資や清算の義務が発生する（有法 30 条 4 項）。2011 年 7 月改正（2012 年 1 月施行）前は、純資産額が、事業年度末（設立年度を除く）に、定款資本金額を下回る場合は減資の義務が、最低資本金額を下回る場合は清算の義務が発生した<sup>24</sup>。

2011 年 7 月改正（2012 年 1 月施行）により、1 年の猶予が与えられ、純資産額が、事業年度末（設立年度を除く）に上記の一定額を下回る場合、年次財務諸表に、純資産額に関する情報、一定額を下回った原因の分析、改善策を記載する（有法 30 条 3 項）。さらに翌事業年度末にも、一定額を下回る場合、減資か清算の義務が発生する。義務が発生した場合、事業年度末から 6 ヶ月以内に、減資か清算の社員総会決議を採択しなければならない（有法 30 条 4 項）。会社が、自主的に減資または清算の手続を開始しない場合、税務当局などの国家機関等が裁判所に強制清算を申し立てることができる。

株式会社についても、同様の規定がある。

民法改正案は、有限責任会社について、事業年度末（設立年度を除く）に、純資産額が定款資本金額を下回る場合、純資産額を定款資本金額まで改善する措置を取るか、減資をしなければならないと、純資産額が最低資本金額を下回る場合は清算をしなければならないとしている（改正案 90 条 3 項）。現状の有限責任会社法の規定が維持されるのか、詳細な条件や手続は、民法改正後の有限責任会社法の改正による。

## 5 外国投資

外国投資法は、外国企業が、子会社を設立することにより、また、当該企業の支店を開設することにより、ロシアにおいてビジネスを行うことを認めている。外国投資法は、外国企業の駐在員事務所について規定していないが、民法上、法人が駐在員事務所を開設することを認めており、ロシア法人だけではなく非ロシア法人についても適用があるとされている。

---

<sup>24</sup> ウズベキスタン有限責任会社では、改正前のロシアと同様の規定がある（ウ有法19条5項・6項、10項）。カザフスタン有限責任会社については、同様の規定はない。

## ① 法人（子会社）

基本的には、外国企業も単独でロシア会社を設立することができる<sup>25</sup>。外国企業の100%子会社であっても、一部外国資本の会社であっても、設立や会社運営につき、原則、内国資本の会社と異なることはない。ロシアの会社として、株式会社法や有限責任会社法の適用を受ける。

しかし、国策上重要とされる産業については、戦略産業法により、外資の参入が制限されている。制限対象産業は、資源開発、核事業、軍需、宇宙開発、航空安全、一定のメディア事業、鉄道等輸送業などが含まれる（戦略法6条）。これらの産業に従事する企業に対し、外国企業が「支配力」を有する場合、連邦独占禁止局（外国投資監督役員会）の事前承認または事後通知が必要である。

「支配力」の保有例としては、グループ会社と合わせて、直接または間接に、議決権総数の50%を超える議決権を有することになる場合や代表者を任命できるような権限を有することになる場合などが挙げられており、かかる場合には事前承認が要請される（戦略法7条）。支配力の有無の判断には、持分比率といった形式要件の他に、出資者間協定等が考慮される。

資源埋蔵量の多い鉱区や稀少資源の鉱区は戦略鉱区に指定され（地下資源法 2.1 条）、より厳しい規制対象となる。戦略鉱区で事業を行う会社の 25%以上の議決権を有することになる場合には事前承認が必要である（戦略法 7 条 1 項 6 号）。ただし、ロシア政府が戦略鉱区で事業を行う会社の 50%を超える議決権を有する場合、戦略産業法は適用されない（戦略法 2 条 7 項）。

事後通知は、戦略産業に従事する会社の 5%以上の持分を取得した場合に要請される（戦略法 14 条）。

## ② 外国法人の支店・駐在員事務所の登録

非ロシア法人が、ロシアにおいて支店や駐在員事務所を開設し事業を行う場合、認証（アクレジテーション）を得て登録される。ロシア法人の支店や駐在員事務所は、登記機関（税務当局）を通し法人登記簿で管理されるが、非ロシア法人の支店・駐在員事務所は、司法省下の国家登記所が管理する登録簿に登録される。登録の前提となる認証を付与する権限は、支店に対しては司法省の国家登記所のみが有するが、駐在員事務所に対しては、国家登記所の他に、ロシア連邦商工会議所等も有する。認証には期限があり、支店は最長5年、駐在員事務所は最長3年である。活動に法令違反等の問題があると認証更新が拒否される可能性があるが、そうでなければ、回数に

---

<sup>25</sup> 国家統計局によれば、2011 年末時点では、サイプロス（5,390 社）、ドイツ（1,621 社）、中国（1,466 社）、英国領ヴァージン諸島（1,409 社）、トルコ（826 社）、アメリカ（825 社）、イギリス（818 社）、オランダ（695 社）、フィンランド（503 社）、ラトビア（495 社）などの国から投資されている。ロシア企業はサイプロスなどの低税率の第三国を通してロシアビジネスをしていることも多く、その場合も外国投資として扱われる。

[http://www.gks.ru/wps/wcm/connect/rosstat/rosstatsite/main/publishing/catalog/statisticCollections/doc\\_1135087342078](http://www.gks.ru/wps/wcm/connect/rosstat/rosstatsite/main/publishing/catalog/statisticCollections/doc_1135087342078) [2013. 03. 10]

制限なく認証を更新することができる。ロシア法人と同様、税務登録や各種基金、国家統計局への登録が要請されているが、法人設立のように手続窓口は一本化されていないため、個別に登録手続を行う。



### 第3 会社の機関

有限責任会社		設置義務
最高意思決定機関	社員総会	有
執行機関	単独執行機関	有
	合議執行機関	無
業務監督機関	取締役会（監督役員会）	無
財務活動監督機関	監査委員・監査委員会	社員が15名超の場合、有

#### 1 社員総会

##### (1) 開催

定時社員総会の開催時期は定款が定めるが、少なくとも年一回は開催されなければならない（有法34条）。年次財務諸表の承認のための定時社員総会は、事業年度末から2ヶ月後以降、4ヶ月経過前に開催しなくてはならない（有法34条）。ロシアの事業年度は1月に始まり、定款等により決算期を別の時期に動かすことは認められない。必要に応じて、臨時社員総会も開催される（有法35条）。社員総会には、代理出席も認められる（有法37条2項）。

社員総会を物理的に開催せずに、メールやファックスによる意見交換で決議する書面決議も認められる（有法38条）。ただし、年次財務諸表の承認のためには、書面決議は認められない（有法38条1項）<sup>26</sup>。書面決議の手続は、社内規則で定める。

##### (2) 社員総会の権限

社員総会の権限には、①法律上、社員総会以外の会社機関が決議できない事項（社員総会の専権事項）、②原則、社員総会決議事項だが、定款により他の会社機関の権限に委譲できる事項、③定款により、社員総会決議事項とすることができる事項がある。

<sup>26</sup> ウズベキスタン有限責任会社は、定款の定めに従い書面決議を実施することが可能だが、社員総会決議の専権事項（ウ有法30条2項、定款変更、執行機関の任命・解任、年次財務諸表の承認等）の決議を書面決議で行うことは認められない（ウ有法36条）。

カザフスタン有限責任会社でも、定款に定めがあり総議決権数の4分の3超を有する社員の同意があれば、書面決議が認められているが、定款変更、組織再編・清算、清算委員会の任命、社員の強制脱退、会社全財産への担保設定の決議では認められない（カ有法49条）。年次財務諸表の承認は書面で決議できる。

## ① 専権事項

有限責任会社法第 33 条 2 項が社員総会権限を列挙しているが、現在では、列挙事項全てが社員総会の専権事項ではなく、また、列挙事項以外にも社員総会の専権事項がある。

社員総会の専権事項は、以下を含む。

- ・ 定款の変更
- ・ 監査委員会（監査委員）の任命・解任
- ・ 年次財務諸表の承認
- ・ 利益配当の決定
- ・ 組織再編・清算の決定
- ・ 一定の利益相反取引の承認
- ・ 清算委員会の任命、清算貸借対照表の承認（以上、有法 33 条 2 項）
- ・ 現物出資財産の価値の承認（有法 15 条 2 項）
- ・ 取締役会（監督役員会）構成員の任命・解任、報酬の決定（有法 32 条 2 項）

定款記載事項の変更を伴う、増資・減資の決定、取締役会（監督役員会）の設置なども、社員総会の専権事項に属する。

## ② 他の機関に決議権限を委譲することができる事項

有限責任会社では取締役会（監督役員会）は必要的機関ではないが、設置された場合、定款により、以下のような事項を、取締役会（監督役員会）の権限とすることができる。

- ・ 執行機関の任命・解任、報酬の決定、執行機能の外部委託  
（有法 32 条 2.1 項 2 号、3 号、33 条 2 項 4 号、40 条 1 項）
- ・ 社内規則の承認（有法 32 条 2.1 項 6 号）
- ・ 支店・駐在員事務所の開設（有法 32 条 2.1 項 7 号）<sup>27</sup>
- ・ 一定の利益相反取引、一定の大規模取引の承認（有法 32 条 2.1 項 8 号、9 号）

---

<sup>27</sup> ただし、有限責任会社法第 5 条第 1 項では社員総会の特別決議を要求している上、支店・駐在員事務所の開設は定款記載事項なので、完全に取締役会（監督役員会）の権限に委譲されたといえるかは不明確である。

利害関係人との取引（利益相反取引）には、社員総会の承認が必要であり（有法 45 条 3 項）、取引額が、貸借対照表上の総資産簿価の 2%相当額以下であれば、定款により、取締役会（監督役員会）の承認事項とすることができる（有法 45 条 7 項）。

利益相反取引とは、取締役会（監督役員会）構成員、単独執行機関（代表者、社長）、合議執行機関構成員、関連者と合わせて 20%超の議決権を有する社員、または、これらの者の配偶者、親等、これらの者が 20%超の議決権を有する会社・役員を務める会社との取引である。また、定款において、利益相反取引の範囲を拡大することも認められる。

通常取引として頻繁に行われる利益相反取引については、取引上限額を決めて包括承認することが認められている。

大規模取引とは、貸借対照表上の総資産簿価の 25%相当額以上の取引（一連の取引）とされ、社員総会の承認が要求されている（有法 46 条 1 項、3 項）。取引とは、売買、借入れ、担保設定、保証など取引全般を含む。定款により、貸借対照表上の総資産簿価の 25%相当額以上かつ 50%相当額未満の取引については、取締役会（監督役員会）の承認事項とするか、または、大規模取引を執行機関の決定に任せることができる（有法 46 条 4 項、6 項）。ただし、通常の事業活動における取引や、法律上、義務とされている取引は、大規模取引としての規制から除外される。

また、定款に記載することにより、金額にかかわらず、一定の取引に大規模取引承認手続を適用することもできる（有法 46 条 7 項）。

必要な承認を得ずに行われた利益相反取引や大規模取引につき、会社や社員は裁判手続により無効認定を請求することができる。ただし、会社や社員への損害・損害の可能性が証明できない場合や、取引相手の善意・無過失が証明された場合は、無効認定の請求は認められない（有法 45 条 5 項、46 条 5 項）。承認した社員総会決議や取締役会（監督役員会）決議が無効と認定された場合でも、自動的に、対象取引も無効と認定されるわけではない（有法 43 条 5 項）。

### ③ 定款により社員総会権限にできる事項

2009 年 7 月改正（2009 年 10 月施行）により、定款により社員総会権限を拡張することが可能となった（有法 33 条 2 項 13 号）。例えば、取引額の多寡にかかわらず、一定の取引を社員総会権限の承認事項とすることができる。

当該改正前は、法律が定める権限のみが社員総会権限であった<sup>28</sup>。

株式会社の株主総会では、法律で認められる場合のみ、株主総会権限を追加でき（株法 48 条 1 項 20 号）、定款による自由な拡張は認められない。

---

<sup>28</sup> ウズベキスタン有限責任会社法は、改正前のロシア制度と同じである（ウ有法 30 条 2 項 14 号）。

カザフスタン有限責任会社法では、現行のロシア制度同様、定款での追加が認められている（カ有法 43 条 3 項）。

### (3) 決議要件

社員総会での決議は、出欠にかかわらず、全社員の議決権総数が基準となり、「定足数」は定められていない<sup>29</sup>。決議要件は、原則、全社員の議決権総数の過半数の賛成だが、法律上、全会一致決議や特別決議が要請されている場合がある。また、定款により決議要件を過重することも認められている（有法 37 条 8 項）。

法律上、全社員の議決権総数の 3 分の 2 以上の賛成が必要な事項は、以下を含む。

- ・支店・駐在員事務所の開設（有法 5 条 1 項）
- ・資産への抛出の実施（有法 27 条 1 項）
- ・定款の変更（有法 37 条 8 項）

定款記載事項の変更は特別決議が必要だが、以下の事項を定款に記載する場合は、全会一致決議が求められる。

- ・社員の追加権利の付与（有法 8 条 2 項）
- ・社員の持分割合の上限設定（有法 14 条 3 項）
- ・任意脱退権利の付与（有法 26 条 1 項）
- ・資産への抛出の可能性（有法 27 条 1 項、実施決議は特別決議）
- ・持分割合と異なる割合での利益配当（有法 28 条 2 項、配当決議は普通決議）
- ・持分割合と異なる割合での議決権の付与（有法 32 条 1 項）、など

また、法律上、全会一致決議が必要な事項は、以下を含む。

- ・現物出資財産の価格の承認（有法 15 条 2 項）
- ・組織再編・清算（有法 37 条 8 項）

---

<sup>29</sup> カザフスタン有限責任会社では、定足数の要件がある。通常、議決権総数の過半数の出席が必要だが、議題に全会一致決議事項や特別決議事項（4 分の 3）が含まれる場合は、議決権総数の 3 分の 2 の出席が求められる（カ有法 47 条 4 項）。定款により決議要件を過重できるが、法律上の全会一致決議事項は第三者による増資（カ有法 26 条 4 項）、特別決議事項としては、定款の変更、組織再編・清算、会社財産への担保設定などが定められている（カ有法 48 条 2 項）。

ウズベキスタン有限責任会社では、ロシア同様、定足数要件はない。定款により決議要件を過重できるが、法律上の全会一致決議事項は組織再編・清算であり（ウ有法 34 条 10 項）、特別決議事項（3 分の 2）は増資・減資である（ウ有法 34 条 9 項）。

増資は、一般的には特別決議事項だが（有法 18 条 1 項、19 条 1 項）、一部の社員または第三者による増資やデット・エクイティ・スワップによる増資は、全会一致決議事項である（有法 19 条 2 項、4 項）。

## 2 執行機関<sup>30</sup>

業務を執行する機関には、単独執行機関と合議執行機関がある（有法 32 条 4 項）。単独執行機関は必ず設置されなければならないが、単独執行機関と並列して、合議執行機関を設置するか否かは任意であり、設置する場合は定款で定める（有法 41 条）。執行機能を第三者（個人事業者や運営会社）に委託することも可能である（有法 42 条）。

単独執行機関は、委任状なく会社を代表する権限を有するほか、法律および定款が社員総会や取締役会（監督役員会）の権限と定めている事項以外につき、権限を有する（有法 40 条 3 項 1 号、4 号）。現行法上、単独執行機関は 1 名の自然人により実施される（執行機能を運営会社に委託する場合はこの限りではない）。執行機関の任期は定められておらず、定款で決定する。

単独執行機関は、通常、代表者や代表取締役（генеральный директор、general director）と称されるが、取締役会（監督役員会）構成員とは限らない。兼務する場合、単独執行機関を務める者が、取締役会（監督役員会）の議長に就任することは認められない（有法 32 条 2 項）。

合議執行機関を設置する場合、その人数、任期や権限は定款が定める（有法 41 条）。議長には、単独執行機関を務める者が就く。

執行機関の任命・解任権限は、社員総会が有するが、定款により取締役会（監督役員会）の権限とすることもできる（有法 33 条 2 項 4 号）。

民法改正案は、個別法令（有限責任会社法や株式会社法）が定める場合、単独執行機関を複数名で務めることが可能性であるとしている（改正案 67-1 条 4 項）。また、監督役員会が執行機能を果たし、執行機関を設置しないことの可能性も含まれている（改正案 66-3 項 3 項 2 号）。一方、監督役員会と執行機関の両方を設置する場合、単独執行機関および合議執行機関構成員は、監督役員会の構成員を兼務することは認められないとの規定もある（改正案 65-3 項 4 項）。

---

<sup>30</sup> カザフスタン有限責任会社では、執行機関は単独か合議体（原則、7 名以下）、または、両方で構成される（カ有法 41 条 1 項 2 号）。合議執行機関のみ設置された場合、その議長が会社を代表する権限を有する（カ有法 54 条 3 項）。複数の者が、合議執行機関としてではなく、単独執行機関を務めることも認められ、その場合、各人が会社を代表する権限を有する（カ有法 53 条 3 項）。

ウズベキスタン有限責任会社でも、執行機関は単独か合議体かで構成されるが、詳細は規定されていない（ウ有法 29 条 3 項）。

### 3 取締役会（監督役員会）

法律上、取締役会（board of directors、совет директоров）と監督役員会（supervisory board、наблюдательный совет）という名称が括弧で併記されているが、同一の機関を意味する<sup>31</sup>。改正案では、監督役員会という名称のみ残る<sup>32</sup>。

有限責任会社では、取締役会（監督役員会）は必要的機関ではなく、法律に詳細な規定はない。定款に定めることにより任意に設置することができ、組成手続、活動内容、権限、人数、任期も定款により定められる（有法 32 条 2 項）<sup>33</sup>。

取締役会（監督役員会）の権限の例については、社員総会が他の機関に委譲できる権限事項を参照のこと（前述第 3、1(2)②参照）。

現行法上、単独執行機関を務める者（社長、代表者、代表取締役）や合議執行機関構成員が、取締役会（監督役員会）構成員になることも認められる<sup>34</sup>。ただし、単独執行機関を務める者が取締役会（監督役員会）の議長になることは許されず、合議執行機関構成員も、取締役会（監督役員会）構成員数の 4 分の 1 を超えることは認められない。執行機関としての地位と、取締役会（監督役員会）構成員としての地位は独立しており、兼務している場合、一方の地位を失ったからといって、自動的に、他方の地位を失うわけではない。

### 4 監査委員会・監査委員

社員が 15 名を超える場合、監査委員会（監査委員）を組成・任命しなければならないが、その他の場合、任意である（有法 32 条 6 項）<sup>35</sup>。

監査委員会（監査委員）は、財務・経済活動を調査する権限を有し、年次財務諸表および貸借対照表について意見書を総会に提出することが義務付けられている（有法 47 条 2 項、3 項）<sup>36</sup>。人数、任期、活動等は定款で定める（有法 47 条 1 項）。

---

<sup>31</sup> 民法典の制定に際し、オランダやドイツの会社法の他に、アメリカの会社法を参考にしたため、混乱があると指摘されている。

<sup>32</sup> ウズベキスタンやカザフスタンの会社法では、監督役員会という名称が使われている。

<sup>33</sup> ウズベキスタン・カザフスタンの有限責任会社でも、監督役員会の設置は任意で、活動等は主に定款が定める（ウ有法 29 条、カ有法 57 条）。ただし、カザフスタン有限責任会社では、法律上、任期は 5 年までと定められている。

<sup>34</sup> ウズベキスタン・カザフスタンの有限責任会社では、兼務は認められない。

<sup>35</sup> ウズベキスタン有限責任会社でも、社員が 15 名を超えると設置義務が発生する（ウ有法 45 条 1 項）。監督役員会や執行機関の構成員を兼務することは認められない。

一方、カザフスタン有限責任会社では、監査委員会（監査委員）の設置はいかなる場合でも任意であり、原則、5 名以下の社員（その代理）から構成される（カ有法 58 条 1 項）。執行機関構成員との兼務は禁止されている（カ有法 58 条 3 項）。

監査委員会構成員（監査委員）は、取締役会（監督役員会）構成員や執行機関を兼任することはできない。

## 5 機関決議の瑕疵

法令または定款に違反し社員の権利・利益を侵害する社員総会決議に対して、社員総会を欠席した社員または反対票を投じた社員は、裁判所に無効認定を求めることができる（有法 43 条 1 項）。ただし、違反が軽微である、申立社員の投票が決議結果に影響を与えない、または、申立社員が損害を被っていないといった状況を総合判断して、裁判所は、請求を棄却することができる（有法 43 条 2 項）。

取締役会（監督役員会）や執行機関の決定に対しても、法令・定款違反、社員の権利侵害を理由に、裁判所に無効認定を請求できる（有法 43 条 3 項）。裁判所は、上記同様の場合、請求を棄却できる。

機関決議無効認定の請求は、決議の違反を知った時・知りうべき時から 2 ヶ月の間、認められる（有法 43 条 4 項）。

---

<sup>36</sup> 会計監査人監査は、有限責任会社では、前事業年度の売上げが 4 億ルーブル（約 12 億 1000 万円）または資産が 6000 万ルーブル（約 1 億 8600 万円）の場合に、実施が義務となる（口有法 48 条、口監査法 5 条 1 項 4 号）。

## 第4 社員の地位

### 1 社員の権利

社員は、パーセンテージまたは分数で表される定款資本の持分を有する（有法14条2項）。

持分割合・持分価格を含めた社員情報は、社員名簿（有法31.1条）と、法人登記簿により管理される。社員名簿と法人登記簿に齟齬があり、持分の帰属に争いが起きた場合、法人登記簿の内容が優先する（有法31.1条5項）。

社員は、原則、持分割合に応じた議決権を有するが、定款により、持分割合とは異なった割合で議決権を与えることができる（有法32条1項）。また、定款により、一社員の持分割合の上限を定めることも可能であり、当該上限を超えて持分を取得した社員は、設定上限内で議決権を有する（有法14条3項）。

法律が定めている権利や義務以外の社員の権利や義務を定款で定めることもできるが、持分が譲渡された場合、これらの権利や義務は譲渡されない（有法8条2項、9条2項）。

### 2 社員の責任

社員は、出資額の範囲で責任を負うのが原則であるが、例外も定められている。まず、社員が会社に対し義務的な指示を出す権利を有する場合、当該指示に従い会社が締結した取引については、社員は連帯して責任を負う（有法6条3項）。また、社員の責任で会社が倒産した場合、会社の弁済財産の不足分につき補充責任を負う（有法3条2項、6条3項）。

倒産法においては、倒産債務者を支配する者が、倒産債務者の債務につき、連帯して補充責任を負うとされている（倒法10条4項）。倒産債務者を支配する者とは、債務者に義務的な指示を出せる地位を有する者、または、倒産認定決定から過去2年内にかかる地位を有していた者である。例としては、50%以上の株式会社の議決権や有限責任会社の持分を有する者が挙げられている（倒法2条）。

### 3 利益配当

利益は、社員総会決議に基づき、四半期、半期または年に一度、配当することができる（有法28条1項）。配当手続は、定款または社員総会決議が定めるが、配当は、配当決議から6ヶ月以内に実施されなければならない（有法28条3項）。

配当決議時点、純資産額が、定款資本額・積立金の総額を下回る場合、または、配当により下回る場合、配当を決議することはできない（有法29条1項）。配当金の実際の支払時点で、同じような状況の場合、純資産額が改善するまで配当金の支払いは停止される（有法29条2項）。



#### 4 他の社員に対する脱退要請<sup>37</sup>

10%以上の持分を有する社員（複数社員の持分が合計で10%以上となる場合も含む）には、重大な義務違反を犯す社員や、作為・不作為により会社の事業を阻害する社員を、裁判手続において排除できる権利が与えられている（有法10条）。排除が認められた場合、排除された社員の持分は、会社が買い取る。

株式会社では、株主にかかる権利は認められていない。

#### 5 会社からの任意脱退<sup>38</sup>

定款は、他の社員の同意を得ずに、いつでも、会社から脱退する権利を定めることができる（有法26条1項）。2008年12月改正（2009年7月施行）前は、法律により認められる権利で、定款によっても制限できない権利であった。脱退する社員の持分は、会社が買い取る。

株式会社では、株主にかかる権利は認められていない。

#### 6 出資者間契約

2008年12月改正（2009年7月施行）により、有限責任会社について、発起人・社員が出資者間契約を締結することを認める規定が導入され、出資者間契約の有効性が確認された（有法8条3項）。

法律は以下のとおり定めるが、出資者間契約により取り決めることができる事項、その有効性・執行性については不明瞭な点が多い。

有限責任会社法第8条第3項「発起人（社員）は、社員権利の行使に関する契約を締結することができる。当該契約において、当事者は、特定の方法により社員権利を行使する義務、また、行使しない義務を負う。例えば、当事者は、社員総会において決められたように投票する、他の社員と議決を合意する、当該契約で定めた価格で、または（かつ）、特定の事象が発生した場合に、持分の全部・一部を売却する、特定の事象が発生するまで持分の全部・一部を売却しない、経営、設立、事業、組織再編および清算に関し合意した事項を行う。当該契約は、両当事者が署名する一つの書面により、締結される。」

例えば、持分譲渡のオプション（プット・オプション、コール・オプション）について、オプション行使条件が、一方当事者の意思にかかる場合、民法に照らし執行が疑問視されている。持分売買の予約契約と構成する見解もあるが（民法429条3項）、この見解により執行を主張する

---

<sup>37</sup> ウズベキスタン有限責任会社においても、10%以上の持分を有する社員に同様の権利が与えられている（ウ有法8条）。カザフスタン有限責任会社では、請求権者は会社であり、会社が社員総会の決議に基づき、裁判所に対し、社員の強制脱退を求めることができる（カ有法34条2項）。

<sup>38</sup> ウズベキスタン有限責任会社では、定款でも制限できない法律上の権利として維持されている（ウ有法8条）。一方、カザフスタン有限責任会社ではかかる権利は廃止されている。

場合、出資者間契約に持分譲渡の主要条件が定められ、さらに公証を受けている必要がある。また、外国法を準拠法とした場合や紛争解決を仲裁に委ねる場合の契約の執行も確かではない。

契約違反の効果については、上述のとおり、定められていない。契約に違反する機関決定が出されても、損害賠償か違約金の請求に留まると解されている。有限責任会社法第 48 条によれば、機関決定への不服申立事由は法令違反か定款違反に限られているからである<sup>39</sup>。

民法改正案では、社員（有限責任会社・株式会社）は、社員権利の行使に関する契約、「コーポレート契約（корпоративный договор、corporate contract）」を締結することが認められている（改正案 67-2 条）。契約当事者に、債権者・第三者も含まれているが、会社自体は明記されていない。民法改正案は、コーポレート契約に違反して採択された機関決議や実施された取引についての効果も定めている。全社員がコーポレート契約の当事者であり、第三者の利益を害さない場合、決議の無効認定を裁判手続で求めることができる。取引についても裁判手続で取り消すことが可能だが、取引相手が善意・無過失の場合、無効認定は認められない。上場株式会社についてコーポレート契約が締結された場合、締結の事実が開示されなければならない。

## 7 社員の地位（持分）の譲渡

### (1) 他の社員・第三者への譲渡<sup>40</sup>

他の社員に自己持分を譲渡する場合、定款に別段の定めがなければ、他の社員や会社の同意は不要である（有法 21 条 2 項）。

有限責任会社の持分が、社員ではない第三者に譲渡される場合、持分割合に応じて優先的に当該持分を購入する権利（先買権）が、残りの社員に与えられている（有法 21 条 4 項）。持分の価格は、第三者に提案した価格、または、定款により予め定められた価格となる。

他の社員が先買権を行使しない場合、譲渡を希望する社員は、第三者に譲渡することができる。

定款により、会社に先買権を付与することもできる。この場合、他の社員が、所定期間内に先買権を行使しない場合に、会社は先買権を行使して当該持分を購入ことができ、会社も先買権を行使しない場合、当該持分は第三者に譲渡される。

定款により、第三者への持分譲渡自体を禁止することも認められている（有法 21 条 2 項）。

---

<sup>39</sup> 原告に損害の立証責任があり、実務上、請求は難しい。また、違約金については、裁判所に減額の裁量が認められている（民法 333 条）。

<sup>40</sup> ウズベキスタン・カザフスタン有限責任会社においても、第三者への持分譲渡の際には、社員、また定款により会社に、先買権がある（ウ有法 20 条 4 項、カ有法 31 条）。定款により第三者への持分譲渡を禁ずることもできる（ウ有法 20 条 2 項、カ有法 30 条 1 項）。

## (2) 会社の自己持分

脱退要請、任意脱退や先買権の行使により、会社が自社の持分を取得した場合、社員総会は、1年以内に、自己持分を社員に持分割合に応じて分配するか、一部の社員または第三者に譲渡するか決議をしなければならない（有法 24 条 2 項）。このような対応がとられなかった場合、当該持分を償却し定款資本金額を減少させなければならない（有法 24 条 5 項）。自己持分については、議決権や配当請求権は与えられない（有法 24 条 1 項）。

## (3) 譲渡方法

2008 年 12 月改正（2009 年 7 月施行）で、有限責任会社の出資持分の譲渡手続が厳格になった。改正の背景には、既存社員が知らない間に、持分が他の者に譲渡され会社が乗っ取られたという事例が多くあったことがある。当該改正により、原則、持分譲渡契約書に公証を要求し（有法 21 条 11 項）、公証人に持分譲渡人の権限を確認させ、不正な譲渡を防ぐ機能を負わせた。また、当該改正では、合わせて、社員情報を法人登記簿記載事項とし（前述第 2、2(1)参照）、公証人が法人登記簿情報の変更申請書類を登記機関（税務当局）に提出することとしている（有法 21 条 13 項、14 項）。

## (4) 独占禁止局の事前承認・事後届出

有限責任会社の持分を譲渡する際、競争法の要請により、連邦独占禁止局から事前に譲渡許可を得るか、事後に譲渡を届け出る必要がある場合がある。

### ① 事前承認

以下の場合、以下の対象取引につき、連邦独占禁止局から事前承認を取得する必要がある（競争法 28 条 1 項）。

- ・譲受会社（グループ会社）・対象会社（グループ会社）の資産簿価合計が 70 億ルーブル超であり、対象会社（グループ会社）の資産簿価が 2 億 5000 万ルーブル超の場合
- ・譲受会社（グループ会社）・対象会社（グループ会社）の前年度の売上合計が 100 億ルーブル超であり、対象会社（グループ会社）の資産簿価が 2 億 5000 万ルーブル超の場合
- ・譲受会社または対象会社が、独占禁止局の管理する企業一覧に登録されている場合（特定商品市場の 35%を支配する場合にかかる企業一覧に登録され管理される、競争法 23 条 3.2 項 8 号(a)）
- ・譲受会社（グループ会社）が、対象会社の持分を保有していなかった場合、または、3分の1未満の持分を保有する場合に、3分の1超の持分を取得する取引

- ・譲受会社（グループ会社）が、対象会社の持分の 3 分の 1 以上 50%以下を保有する場合、50%超の持分を取得する取引
- ・譲受会社（グループ会社）が、対象会社の持分の 50%以上 3 分の 2 以下を保有する場合、3 分の 2 超の持分を取得する取引

会社の持分を給付する現物出資により会社を設立し、上記と同様の結果となる場合は、連邦独占局の事前承認が必要である（競争法27条1項4号）。

## ② 事後許可

以下の場合、①記載の取引につき、取引完了から45日以内に、独占禁止局に届け出る必要がある（競争法30条1項5号）。

- ・譲受会社（グループ会社）・対象会社（グループ会社）の資産簿価合計が 4 億ルーブル超であり、対象会社（グループ会社）の資産簿価が 6000 万ルーブル超の場合
- ・譲受会社（グループ会社）・対象会社（グループ会社）の前年度の売上合計が 4 億ルーブル超であり、対象会社（グループ会社）の資産簿価が 6000 万ルーブル超の場合

## 第5 組織再編・清算

### 1 組織再編

ロシア法上、組織再編としては、新設合併、吸収合併、分割、分離、組織変更の5形態が定められている（民法57条1項、有法51条2項）。会社分割では、一会社の権利・義務を複数の新設会社が引き継ぎ、元の会社は消滅する。会社分離では、一会社の権利・義務を一社または複数の新設会社が引き継ぎ、一方で、元の会社も存続する。組織変更は、会社の組織形態を変更することである。例えば、有限責任会社が株式会社に（有法56条）、逆に、株式会社が有限責任会社になる（株法20条）。

現行法令には、組織再編に関する規定が少なく、民法改正案は、この点を補足している。ただし、詳細な条件や会社形態毎の特性は、個別法令の改正が必要である。民法改正案によれば、3社以上が関与する組織再編が可能となり、異なる形態の会社間でも認められるようになる（改正案57条1項）。また、民法改正案により、組織再編決議の無効認定の効果（改正案60-1条）や組織再編の不成立（改正案60-2条）の規定、債権者保護の規定も導入される（改正案60条）。

以下は、国家統計局による組織再編に関する統計である<sup>41</sup>。

2010年	設立された法人	新規に設立	新設合併により設立	分割	分離
法人登記数	2,127	1,931	27	30	139

一定規模の会社による新設合併および吸収合併の場合、連邦独占禁止局の事前許可を要する（競争法27条1項）<sup>42</sup>。

### 2 通常の清算

#### (1) 清算事由

会社は、社員総会決議または判決により清算される（有法57条1項、民法61条2項）。清算の判決が出されるのは、設立手続に重大な瑕疵があった場合、必要なライセンスを取得せずに事業を行っていた場合等が挙げられている。有限責任会社では、純資産不足に対し適切な対応をしなかった場合や（前述第2、4(5)参照）、社員数が50名を超えたにもかかわらず株式会社に組織変更する等の適切な対応をしなかった場合（有法7条3項、1年以内に社員数を50名以下に減らすか、公開型株式会社に変更しなくてはいけない）、判決に基づく清算の可能性がある。清算の申立権者は登記機関（税務当局）などの国家機関が有する。

<sup>41</sup> 連邦国家統計局サイト（ロシア語）：

[http://www.gks.ru/wps/wcm/connect/rosstat\\_main/rosstat/ru/statistics/enterprise/reform/](http://www.gks.ru/wps/wcm/connect/rosstat_main/rosstat/ru/statistics/enterprise/reform/)  
[2013.03.10]

<sup>42</sup> 再編される会社の資産簿価合計が70億ルーブル超か、売上合計が100億ルーブル超か、または、独占禁止局の管理する企業一覧に登録されている場合に事前承認が要求される。

清算決議とともに、清算人（清算委員会）が任命され、清算手続は清算人が実施する。清算財団が、債権全額を弁済するには不足する場合、倒産手続において清算される。

## (2) 法人登記簿からの除名

清算手続を経ないものの、清算と同様の効果が発生する手続が、現行の登記法および民法改正案に含まれている（登記法 21.1 条）。登記機関（税務当局）の決定に基づく、法人登記簿からの除名である。過去 12 ヶ月間、税務申告をせず、銀行口座のオペレーションが全くない法人を、活動していないものとみなし、登記機関（税務当局）の決定により、一定の告知手続を経て、法人登記簿から除名するものである。

## 3 倒産<sup>43</sup>

ロシア倒産制度は、再建型手続と清算型手続、和議や特殊手続等の全ての倒産手続を含む統一的法律により規制されている。全体構造についても、単一手続型（Single Gateway 型、窓口一本化型）であり、債務者の再建か清算かは、倒産事件の開始時点では特定されず、その後、裁判所が、債権者の意向も踏まえて再建型手続か清算型手続かを決定する。裁判所決定により再建か清算かが確定するまでは、債務者財産を保全する手続が適用される。各手続は、特別な資格を有する倒産管財人が実施する（倒法 20 条～）。

### ① 保全手続 - 監視手続

倒産事件については、債務者、債権者、税務当局等が申し立てる権利を有し（倒法 7 条 1 項）、申立てには、再建か清算かの処理手続は特定されない。債権者が申し立てる場合、債権者は申立債権について一般の裁判において勝訴判決を取得しておく必要がある（倒法 7 条 2 項）。一定の場合、会社の代表者に申し立ての義務が課されている（倒法 9 条）。

事件開始条件は、法人債務者については、10 万ルーブル以上の額の債権が 3 ヶ月履行遅滞に陥っているという支払能力の欠如であり（倒法 6 条 2 項、3 条 2 項）、これが、倒産の基準とされている（債務超過は要件ではない）。

事件が開始されると、保全手続である監視手続が開始され（倒法 49 条、62 条）、債権の個別請求は禁止される。監視手続期間中は、原則として経営権限は債務者企業に残り、一時管財人が債務者財産を保全し財務状況を分析する（倒法 65 条）。当該分析結果に基づき、第一回債権者集会において債務者の倒産を認定して破産手続を開始するか、外部管財か財政健全化により再建を試

---

<sup>43</sup> 中央アジア諸国の倒産制度については、松嶋希会「ロシア・中央アジア諸国における倒産法制」『ICD News』第 34 号（2008 年 3 月、法務省法務総合研究所国際協力部）、および、ウズベキスタン倒産法については、「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書」（日本語）（2007 年 9 月、JICA、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所）を参照のこと。

みるかが決議され（倒法73条、74条）、裁判所は、債権者集会決議も勘案し、適用手続を決定する（倒法75条）。監視手続の期間は、原則として、最長7ヶ月である（倒法51条）。

## ② 清算型手続 - 破産手続

破産手続では、破産管財人が半年以内に債務者を清算し配当を実施する（倒法 124 条 2 項）。配当の順位は、第一位が個人の生命・健康の損害賠償請求権、第二位が労働債権、第三位がその他の債権である（倒法 134 条 2 項、4 項）。現行法では、被担保債権には、担保物からの優先弁済権が与えられているが、換価金の 70%までに限られる（倒法 138 条 1 項）。30%は一般の債権の弁済に充てられる。

## ③ 再建型手続 - 外部管財

外部管財は、債務者の財産処分権・経営権を受けた外部管財人が債務者を再建する倒産手続である。外部管財人は、外部管財計画を作成し債権者集会の承認を受け、当該計画に基づき、債務者事業を立て直し財務状況を改善させる（倒法 94 条）。計画実施期間は 18 ヶ月、その後の支払期間は 6 ヶ月である（倒法 93 条 2 項、120 条）。

債権弁済については、債務免除は想定されておらず、全額弁済することが前提とされている。

## ④ 再建型手続 - 財政健全化

再建手続「財政健全化」は、管財人に会社の経営権限が移らずに債務者自身が経営を継続し再生する手続である。手続の監督役として再生管財人が任命される（倒法 80 条 2 項）。監視手続から財政健全化手続に移行する時点で、既に実行されるべき再生計画や弁済計画表が承認されている（倒法 77 条 5 項）。したがって、財政健全化では、手続移行時から 1 ヶ月以内に弁済計画表に従った弁済を開始し、6 ヶ月以内に個人の生命・健康の損害賠償請求権および労働債権を支払い、2 年以内にその他の全債権を支払う（倒法 80 条 6 項、84 条 3 項）。

## 第6 株式会社

現行の株式会社法では、株式会社は、公開型株式会社と閉鎖型株式会社に分類される（株法7条）。しかし、冒頭に述べたとおり、民法改正後は、株式会社はかかる形態ではなく、上場株式会社と非上場株式会社で説明される。上場株式会社と比較すると、非上場株式会社に対する規制は厳格ではなく、定款自治が認められるものと考えられるが、具体的な規制内容については、民法改正後の株式会社法の改正に留意する必要がある。

閉鎖型株式会社が廃止される理由として、有限責任会社との類似性が挙げられている。株主が50名以下に制限される点、最低資本金額が1万ルーブルである点、取締役会（監督役員会）の設置が任意である点、株式譲渡にあたり、他の株主や会社に先買権がある点などが類似点としてある。

現行法上、最低資本金額は、公開型株式会社については法定最低賃金の1000倍（10万ルーブル、約31万円）、閉鎖型株式会社については法定最低賃金の100倍（1万ルーブル、約3万1000円）である（株法26条）<sup>44</sup>。出資払込みについては、設立登記から3ヶ月以内に定款資本金額の50%相当額以上を、1年以内に全額を払い込まなくてはならない（株法34条1項）。株式を発行しているため、会社設立・資本増加・資本減少の際は、証券取引委員会の登録・承認取得が要請される。

株主は、株主名簿で管理される（株法44条）。株式が譲渡されると株主名簿が書き換えられる。有限責任会社で要請されるような、譲渡契約の公証や法人登記簿の変更は不要である。

会社機関については、株主総会、単独執行機関の他に、監査委員会（監査委員）の設置も義務である。取締役会（監督役員会）については、株主が50名未満であれば設置は任意である。取締役会（監督役員会）が設置される場合、その構成員として5名以上を任命しなくてはならない（株法66条3項）。任期は1年であるが、再任回数に制限はない（株法66条1項）。

株主総会の定足数は議決権総数の過半数である（株法58条）。決議は、原則、普通決議であるが（株法49条2項）、増減資を含む定款の変更、組織再編・清算などに関する決議は、特別決議（4分の3の賛成）となる（株法49条4項）。

株式会社では、利益の積立てが義務付けられている（株法35条1項）。積立金額は、定款で定めるが、定款資本金額の5%相当額以上の額でなくてはならない。定款が定める額に達するまでは、純利益の5%相当額以上を毎年積み立てなければならない。有限責任会社同様、定款資本金額相当の財産を確保するために、純資産規定が定められている（株法35条4項）。

株式会社においても、有限責任会社とほぼ同時期、2009年6月から、株主間協定の締結の有効性が明記されている（株法32.1条）。しかし、その内容や執行が不確定である点は、有限責任会社の場合と変わらない（前述第4、6参照）。

---

<sup>44</sup> ここで指標とされている法定最低賃金は、各種法令における基準額として用いるために政府が規定する「法定最低賃金」であり、2001年1月より100ルーブルである。労働法上の「法定最低賃金」とは異なる。



## 第7 商事会社

社員が出資額の範囲で責任を負う点で、有限責任会社に類似する。しかし、有限責任会社よりも強行法規が少なく、経営事項や出資者間の関係を運用契約により柔軟に決定できる法人形態である。

社員数は2名以上でなければならない（商會法2条1項、4条2項）、社員は、法人設立に際し定款の他に、運用契約を締結する（商會法6条）。有限責任会社のように設立登記前に定款資本金の50%相当額を払い込むことが法律上要請されておらず、出資期限を含む出資の詳細は運用契約で定められる。会社機関に関しては、個人社員の中から選ばれる単独執行機関（代表者）が必須の経営機関であるが、その他の経営機関の設置、権限や決議方法等は、運用契約により社員が決定する（商會法18条、19条）。商事会社は、子会社を有することは認められない。運用契約の当事者には、社員以外にも会社自体や第三者になることができる。運用契約書は登記されず、契約内容も法人登記簿に反映されないため、債権者等第三者には経営実態が不透明である点が問題として指摘されている。

## 第8 雇用法制

### 1 雇用法の適用範囲

ロシアでは、雇用法は、全ての雇用関係に適用され、被雇用者に正規・非正規の区別はない。サービス契約等であっても、実質的に雇用関係が存在するとみなされる場合、雇用法が適用される。

会社の代表者等については、会社法が定めていない点については雇用法が適用される。雇用法自体も、会社の代表者等につき特則を定めている。外国人も、ロシアで就労する場合、ロシア雇用法が適用され、また、移民法の要請により、労働許可・就労ビザの取得が必要となる<sup>45</sup>。

### 2 雇用関係の開始

#### (1) 雇用契約

雇用の際には、雇用契約書を作成しなければならない。雇用契約は、雇用契約書を締結して成立し（雇法 16 条 1 項）、書面で労働条件を一方向的に交付するだけでは足りない。

雇用契約書には、以下のような事項を記載しなければならない（雇法 57 条）

- ・勤務場所
- ・職責（肩書、具体的な職務内容）
- ・雇用開始日
- ・給与・報酬の条件
- ・社会保障の条件（政府社会保障料は、全額雇用者が負担する）

職務場所や職務内容を定めるため、人事異動には、合意で雇用契約書を改訂する必要がある（雇法 72 条）。

雇用期間は、原則、無期限である（雇法 58 条）。例外的な場合には 5 年未満の有期雇用契約が認められる（雇法 59 条、例えば、産休中の被雇用者の代替者を雇用する場合）。会社の代表者等は、会社定款の定める期間、任命されるため、有期契約となる。試用期間は 3 ヶ月に限られ、会社の代表者等の試用期間は 6 ヶ月まで延長できる（雇法 70 条）。

給与は、勤務場所においてルーブルで、月二回に分けて支払われなければならない（雇法 131 条、136 条 3 項、6 項）。月次給与額を、最低賃金より低額に設定することは認められない（雇法 133 条 3 項）。2013 年 1 月 1 日からは、最低賃金は 5205 ルーブル（約 1 万 6000 円）である。一方、各連邦構成主体（モスクワ市、サンクトペテルブルグ市、各州、各自治共和国）も、管轄地

---

<sup>45</sup> ロシア移民法については、松嶋希会「ロシアにおける出入国管理政策と日本人の渡航手続」『国際人流』2012 年 12 月号（財団法人入管協会）を参照のこと。

域における最低賃金を設定する権限が与えられている（雇法 133.1 条）。モスクワ市の最低賃金は、2013 年 7 月 1 日から、1 万 1700 ルーブル（約 3 万 6300 円）から 1 万 2200 ルーブル（約 3 万 7800 円）に増額される。

有給休暇は、原則、最低 28 暦日与えられなければならない、うち一度は 14 暦日連続で取得しなければならない（雇法 115 条、125 条 1 項）。就業場所や職務内容により、法律上、さらに多くの有給休暇が定められている場合もある（雇法 116 条～）。未使用有給休暇は、雇用契約終了時に雇用者が買い取らなければならない（雇法 127 条 1 項）。女性従業員については、140 日の産休（雇法 255 条）、および、子供が 3 歳に達するまで育休が認められ、その間、政府の社会保障基金から手当が払われる（雇法 256 条）。

雇用契約書記載の勤務時間以外の時間の行動を制限することはできず、兼業を禁止することは認められない。会社の代表者については、兼業を会社の同意事項とすることができる。

## (2) 社内規則

雇用者は、給与規則や個人情報保護規則を含む就業規則を作成しなければならない（雇法 189 条）。就業規則は、従業員が 1 名であっても、駐在員事務所であっても、雇用者に作成義務があるが、管轄官庁への届出は不要である。就業規則の内容やその変更は、被雇用者の同意は不要だが、新規雇用の際、内容を周知した旨の従業員の確認書が必要であり（雇法 68 条 3 項）、変更の際も、変更後の内容を周知した旨を従業員から書面で確認しなければならない。

雇用者が管理しなくてはならない書面に、「労働手帳」もある（雇法 66 条）。雇用法に基づき各労働者に策定される手帳である。雇用者は、被雇用者の職責や雇用終了事由等を記載する。次の雇用者に前職の退職事由が知られるので、解雇事由があっても合意や自主退職という形で雇用を終了する事例もある。無職手当や年金も労働手帳に基づき処理される。

## 3 雇用関係の終了

### (1) 終了事由

雇用契約の終了事由は、以下が含まれる（雇法 77 条）。

- ・雇用者と被雇用者の合意
- ・被雇用者からの申入れ（自主退職）
- ・雇用者からの申入れ（解雇）

自主退職の場合、2 週間前までの通知により雇用契約が終了する（雇法 80 条）。個別の雇用契約書や就業規則により、事前通知期間を 2 週間より長く設定することは認められない。ただし、会社の代表者等については、事前通知期間は 1 ヶ月である（雇法 280 条）。

## (2) 解雇

雇用者からの解雇は、以下のような法定の解雇事由がある場合に限り認められる（雇法 81 条 1 項）。

- ・ 人員削減
- ・ 正当な理由がない複数回の職務違反
- ・ 重大な職務違反（職場不在、飲酒状態での出勤等）

被雇用者の職務違反の場合、即時解雇が可能である。

人員削減により解雇するには、①各従業員への 2 ヶ月前通知（雇法 180 条 2 項）、②雇用センターへの 2 ヶ月前通知（大量解雇の場合 3 ヶ月前通知）（雇法 82 条）、③別の空職務の不存在・空職務の提示の確認（役職一覧表）（雇法 81 条 3 項）という手続を経なければならない。手続に瑕疵があると、解雇無効を争われることになる。

人員削減による解雇の金銭補償については、①平均給与 1 ヶ月相当額の退職金、②解雇後の一定期間の無職補償（最大平均給与 2 ヶ月相当額）の負担がある。平均給与は、過去 12 ヶ月間の給与、手当等支払われた全額を 12 で割った額であり（雇法 139 条）、毎月の基礎給与額より高額になる。無職補償は、解雇から 2 ヶ月経過した時点で無職であれば平均給与の 1 ヶ月相当額の退職手当が払われる（雇法 178 条 1 項）。さらに 1 ヶ月経過後も無職が続く場合、元被雇用者が解雇時から 2 週間以内に雇用センターに失業登録をしており、雇用センターが無職であることを合理的と判断すれば、元雇用者は、さらに平均給与 1 ヶ月相当額の退職手当を支払わなければならない（雇法 178 条 2 項）。

人員削減を理由に、妊娠中や 3 歳未満の子供を持つ女性従業員等を解雇することは認められない（雇法 81 条 6 項）。

会社の代表者等については、特別な事由がなくとも、会社の機関決定により任期中に解雇することが可能である。ただし、代表者に帰責事由がない場合、平均給与 3 ヶ月相当額以上の補償金を支払わなければならない（雇法 181 条）。

ロシア法令の引用

民法	1994年11月30日付第51-FZ号ロシア連邦民法典第一部
有限責任会社法、有法	1998年2月8日付連邦法第14-FZ号「有限責任会社・補充責任会社について」
株式会社法、株法	1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」
商事会社法、商会法	2011年12月3日付連邦法第380-FZ号「商事会社について」
非営利団体法	1996年12月7日付連邦法第7-FZ号「非営利団体について」
登記法	2001年8月8日付連邦法第129-FZ号「法人・個人事業者国家登記について」
外国投資法	1999年7月9日付連邦法第160-FZ号「ロシア連邦における外国投資について」
倒産法、倒法	2002年10月26日付連邦法第127-FZ号「倒産について」
税法	2000年8月5日付第117-FZ号税法典第一部
戦略産業法、戦略法	2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防において戦略的意義を有する企業に対する外国投資手続について」
地下資源法	1992年2月21日付連邦法第2395-FZ号「地下資源について」
競争法	2006年7月26日付連邦法第135-FZ号「競争保護について」
監査法	2008年12月30日付連邦法第307-FZ号「監査活動について」
雇用法、雇法	2001年12月30日付第197-FZ号ロシア連邦雇用法典
移民法	2002年7月25日付連邦法第115-FZ号「ロシア連邦における外国籍者の法的地位について」

ルーブル換算

本報告書では、1ルーブルを3.1円で換算している。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-6-7 第九興和ビル別館

TEL : (03)3505-0525 FAX : (03)3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 北野

本誌に掲載された報告の著作権は、公益財団法人国際民商事法センターに帰属します。転載等による報告の利用にあたっては、公益財団法人国際民商事法センターの承認を必要とします。